

【補助事業者】（以下の要件をすべて満たしている必要があります。）

1	中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者。ただし、中小企業者には会社のみが該当し、個人を含まない。）であること。	
2	法人税法（昭和22年法律第28号）別表第一に定める公共法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項に規定する法人及び名古屋市外郭団体指導調整要綱第2条第1項第2号に規定する法人でないこと。	
3	みなし大企業でないこと。	
4	本店として登記されている所在地が市内であり、かつ、市内に事業所があること。	
5	営利を目的とした事業を営むものであること。	
6	市税を滞納していないこと。	
7	事業の実態が確認できること。	
8	名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。	
9	反社会的勢力に該当する、あるいは今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思のある者でないこと。	
10	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業を営んでいない、又は今後営む予定でないこと。	
11	政治・宗教団体でないこと。	
12	公序良俗に反する事業を営んでいないこと。	

【補助要件】

○ドローン操縦者育成事業

1	「一等又は二等無人航空機操縦士」（国家資格無人航空機操縦者技能証明）を受けるための受講料及び受験料（学科・実地試験、身体検査）、証明書交付手数料であること。	
2	1の講習を受ける者は、補助事業者の代表者、常勤役員の身分を有する者又は雇用保険の被保険者となっている従業員であること。	
3	名古屋市が指定する施設において実地訓練をする場合、補助事業において新たに技能認証を受けた者が行うものであること。	
4	補助事業は、補助事業の交付の決定の後に契約し、令和6年1月末日までに履行するものであり、かつ令和6年1月末日までに全ての支払いが完了したものであること。	
5	補助事業が他の補助金の交付対象となっていないこと。	
6	その他補助金を交付することについて、不相当と認める事由のないこと。	

## ○ドローン民間施設点検事業（二次募集では補助対象外）

1	補助事業者が所有する事業所以外の名古屋市内に所在する民間事業者の事業所であること。	
2	点検・調査に当たり、必要な法令が守られていること。	
3	国家資格を有する者が、ドローンを操縦するものであること。	
4	点検・調査に対する対価を受け取らないこと。	
5	補助事業は、補助事業の交付の決定の後から、令和6年1月末日までに履行するものであり、かつ令和6年1月末日までに全ての支払いが完了したものであること。	
6	補助事業が他の補助金の交付対象となっていないこと。	
7	その他補助金を交付することについて、不相当と認める事由のないこと。	

### 提出書類

### チェック欄（書類を準備する際にご確認ください）

交付の申請に提出する書類※	○以下の書類をご提出ください。※ 各様式は、公益財団法人名古屋産業振興公社のホームページからダウンロードしてください。	
	① ドローンロボット技術サービス産業創出補助金交付申請書 [様式第1号]	記載もれや誤記がない。 必要箇所にチェックがある。
	② 企業概要書 [様式第1-2号] ※ 企業パンフレットがある場合は添付してください。	記載もれや誤記がない。 必要箇所にチェックがある。
	③ 事業計画書 [様式第1-3号]	記載もれや誤記がない。
	④ 申請日の前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書 及び定款	昨年度提出した②に変更ないので④の提出を省略。
	⑤ 貸借対照表、損益計算書又はこれらに準ずるもの ※ 直近3事業年度分	昨年度提出した⑤より新しい書類はないので提出を省略。
	⑥ 市税に関する滞納がない旨の証明 (各市税事務所、出張所、区役所、支所の税務窓口で発行)	一次募集された方は②④⑤⑥の書類提出を省略。
⑦ 見積書の写し	チェックシートも提出。	

※ 令和4年度に第5条第1号の補助金交付を申請した事業者で、企業概要に変更がない場合は令和5年度及び令和6年度においては、②、④の添付は省略できるものとする。また、⑤は令和5年6月末日までに昨年度添付していない最新の貸借対照表、損益計算書又はこれらに準ずるものがある場合はその書類のみ提出し、ない場合は提出を省略できるものとする。

※ 上記以外に、追加で書類をご提出いただく場合があります。

※ 令和5年度一次募集を申請した事業者で、企業概要等に変更がない場合は二次募集においては、②、④、⑤、⑥の添付は省略できるものとする。